

会議録

会議名	令和5年度（2023年度）第3回八王子市文化財保護審議会
日時	令和6年（2024年）3月11日（月）18:00～20:00
場所	八王子市役所 本庁舎 8階 801会議室
出席者	【委員】 相原悦夫会長・加藤哲副会長・青木淳委員・阿部朝衛委員・ 岩橋清美委員・内野秀重委員・小林直弘委員・津山正幹委員・ 西川広平委員・野嶋和之委員 【事務局】 叶清文化財課長・岡部雅洋文化財課課長補佐兼主査・ 河津美穂子文化財課主任
欠席者	紺野英二委員・本間岳人委員・高久舞委員・山本憲佳委員
議題	1 協議事項 八王子市指定文化財の指定及び解除についての諮問にかかる 答申について 2 その他
公開・非公開の別	公開
傍聴人	0人
配布資料	1 令和5年度第3回八王子市文化財保護審議会次第 2 八王子市指定文化財の指定及び解除について（諮問） 3 八王子市指定文化財の指定及び解除について（答申） 4 市指定天然記念物「甲州街道イチョウ並木」の 現状変更について
会議録	要点筆記とする。

開会

(事務局より、会議の公開と配布資料の説明)

相原会長

これより令和5年度第3回八王子文化財保護審議会を開催いたします。

協議事項 八王子市指定文化財の指定及び解除についての諮問にかかる答申について

河津主任

(八王子市教育委員会からの諮問(令和6年1月10日付)「八王子市指定文化財の指定及び解除について」を諮問書に沿って説明。)

この諮問について、御意見等を承りたくお願いいたします。

相原会長

事務局から説明のありました、指定と解除に対する協議を行っていこうと思います。意見があれば忌憚なく発言していただきたいと思います。

河津主任

事務局で答申案を作成させていただいたものを、資料としてお配りしております。本日こちらの内容で答申が議決されれば、3月22日実施予定の教育定例会に審議会の答申を得て、指定及び解除するという議案を出したいと思います。議案が通ったら告示をして、正式に指定と解除、その後、市議会の文教経済委員会に報告するという流れです。本日の審議会で、やはりやめようですか、もう少し協議しましょうという話になりましたら、次回定例会への議案提出は見送ります。

(資料に沿って、新指定の小銅鐸と、指定解除の刀剣類5振について、答申の内容を説明)

相原会長

何か御意見などありましたら、お願いします。

野嶋委員

前回いろいろな協議をしましたので、私はこれで結構だと思います。

内野委員

小銅鐸の指定理由、(3)の1行目と2行目に一般的な銅鐸と小銅鐸の説明がありますが、「例が多い」という文が両方に出てくるので、どちらかは違う表現にした方がよいと思います。「一般的に銅鐸が集落から離れた場所に複数で埋設されるのに対し」でいいのではないですか。

河津主任

阿部先生、どうでしょうか。

阿部委員

「一般的な銅鐸」というのは、どちらかというとな大型の銅鐸ですよね。実は小銅鐸が出てきたから一般的な銅鐸は「大型」という言葉を使わなければならないのです。ただ「銅鐸」といった場合には、長さが20cmですとか高さが1mといったもので、集落ではない特殊な場所で出土するというのが従来の考古学の常識でした。それに対して10cm以下のような小さい小銅鐸は、生活に関係する場から出土する例があるという点で違うということになります。

河津主任

「一般的な銅鐸が集落から離れた場所に複数で埋設されるのに対し、小銅鐸は生活に関係する場所から単独で出土する例が多い点が異なる」とした方が、文章的にはすっきりしますか。それとも「大型銅鐸」とした方がよいでしょうか。

阿部委員

そもそも、「大型銅鐸」という言葉はあまりないですよ。「銅鐸」という言葉があつて、それよりも遥かに小さいものが後で分かって「小銅鐸」ということになりましたから。「一般的な銅鐸」というのは確かに工夫した文章だなと思います。

相原会長

普通の銅鐸というと、どうしても関西とか中国地方が主体になりますが、小銅鐸の出土状況というのはどうなのですか。関東だけに出土するというだけでもないですよ。

河津主任

これまでの事例では、かなり全国区で、顕著な地域偏差は見られません。銅鐸の出土圏と被る部分もありますし、大きな銅鐸が出土していないところにも出ている状況です。

西川委員

文章の表現のことですが、指定理由で「発掘調査で発掘された」というのは「発掘」が被るので、「発掘調査で出土した」とした方がよいと思います。それから、前回の会議で、年代の表現について相当色々な意見がありましたが、今回「弥生時代末期」を採用したことについて、改めて説明していただけますか。

河津主任

前回欠席の先生もいらっしゃいますので、改めて説明いたします。年代については、1997年に発掘した時の報告書や報道では、「弥生時代末期から古墳時代初期」というかなり幅を持たせた表現をしていました。その後の、『新八王子市史』編纂の際には「弥生時代終末期」としてしまして、いろいろな表現が混在している状態です。前回の会議でそれは整理した方がよいということで、ならばどの時代表記を取るか、先生方の御意見をいただきました。

そもそも、どの時代もそうですが、年号と違って何年何月何日にぱっと変わる、というわけではないので、時代の変わり目の表記は難しいところがあります。弥生時代後期、末期という時期は今、日本史の中でも議論が分かれているところで、狭い期間で限定するのが難しい状況です。

また、指定の際の年代表記については、現在、国が二つの時代をまたぐ指定はしないという方針になってきているので、その方針に沿って「弥生時代末期から古墳時代初頭（初期）」という表現はしない方がいいという御意見がありました。一方、「弥生時代後期」とすると、今度は逆に時期の幅が広くなり過ぎる。末期、終末期というのも、終末期を設定するケースとしないケースがあるということで、「末期」には「終末期」も含み、弥生時代の終わり頃から古墳時代に移り変わる時期にあたる。そのあたりの幅は何となくぼやっとさせて、近畿地方ではもう古墳時代が始まっているかもしれないけれども、八王子地域の歴史という物差しで、この先、もし学説が大きく変わったら修正をかけることにして、現在の一番妥当なラインとして「弥生時代末期」としたところです。

西川委員

再確認ですが、「弥生時代末期」という用語事実は、一般的に使用されているということですよね。

河津主任

はい。使用されております。

小林委員

指定理由に典拠、例えば様式から弥生末と判断した、という説明は入れなくてもいいのですか。

河津主任

小銅鐸自体が様式区分されていないので、様式による時期判断の説明は難しいかと思います。

相原会長

あくまでも推定で、小銅鐸の使われていた時代の状況が基本的にはこの時代だろう、という大まかな判断でよろしいのではないのでしょうか。

河津主任

不勉強で申し訳ないのですが、銅鐸は絶対年代が分かるような科学調査は、今、あるのですか。

阿部委員

元素組成や鉛同位体比で材料や、製作地がどの辺りかある程度推定はしますけれど、現状の分析方法でもって絶対年代を推定するのはかなり困難です。炭化物のようなものが表面に付着していて、それを¹⁴Cで測定しても、誤差は恐らく最新の方法であっても±100年ぐらい出てきます。

河津主任

弥生時代、終わっちゃいますね。

阿部委員

現実的には、時代設定する第一の基準は一緒に出土した土器の形式ですよ。それは30年ぐらいの研究期間の中で積み上げられた形式の並びなので、そうそうひっくり返るということはないと思います。それを基にすると弥生時代の後期後半あるいは末ということで、弥生時代末期としても特に問題はないと思っています。

河津主任

『新八王子市史』では「終末期」という表現を使っているのですが、市史に合わせた方がいいのではないかとこの考え方もありましたが、終末期も含む末期ということで幅を持たせて、今後この小銅鐸を紹介する時は「弥生時代末期」で統一していった方がよいのではないかと思う次第です。

阿部委員

先ほど土器の問題の話をしてしましたが、弥生時代後期になってくると、20km²ぐらいの小エリアで、特徴的な土器形式が成立します。八王子近辺の土器については、もちろんその前段階から少しずつ形式というのを設定していて、周辺地域の土器形式との年代的な整合性や一緒に出てくるかなどのチェックをしていますので、神奈川、長野、埼玉、東京周辺の弥生時代後期の編年上はそう矛盾するものではないと思っています。

河津主任

一軒の住居全体を発掘して、まとまった土器と出土しているので、この小銅鐸一個だけが土器と全く違う時間、時代から紛れ込んだという状況は考えにくいという判断で、弥生時代末期と決めても、今後大きく動くことはないと思います。

相原会長

今、阿部先生から色々な条件などを勘案して、弥生時代末期といったところが妥当ではないかお話が出ました。特に異論がなければ、細かい表記などは事務局で答申をまとめていただきたいと思います。

津山委員

刀剣の解除理由に「長期にわたり公開されず、所在及び所有者不明となっており」とありますが、どちらが先なのか。所在者が不明となったので長期にわたり公開されないのではないかという疑問があります。そもそも文化財保護条例では、公開は指定条件なのですか。

河津主任

八王子市文化財保護条例の第3条で、保存と公開の義務が定められています。よって、大切に保存していない、あと公開もされていないというのは指定文化財としての要件を満たしていないこととなります。それから、6条で所有者や所在の場所を変更するときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならないという義務も定められています。

叶課長

長期にわたり公開されなくても、所有者が分かれば公開依頼ができますが、所有者ももう確認できなくなったということをもって、解除条件二つを満たしたと考えています。

相原会長

解除の要件は色々あると思いますが、決定的なのは所在者不明、ということですね。ですからその点をとっても解除に該当すると理解ができると思います。指定後、展示したという例があまりなく、ずっと家の中に埋もれていて、そのうち相続などで所在がはっきりしなくなるというのが、八王子ばかりではなくてほかのところにもあると思います。ですから、これからは所在を明確にした上で指定をするというのが必須だと思います。

河津主任

補足で説明させてください。郷土資料館では刀剣類の展示は、国から「赤羽刀」をもらった時に、そのお披露目と併せて指定文化財の刀剣で、所有者の協力を得られたものを展示しています。平成31年には、下原刀を含めて館蔵の刀剣を展示しました。

それから、赤羽刀を譲り受ける前に、指定文化財の刀剣の現況調査を行いました。その時に、刀剣類は所有者や所在地が結構動くものだと市でも認識を改め、その後定期的に市が把握している所有者の方に調査票を送って所在調査を行っています。調査票を送ると一定数、郵便物が戻ってきます。その場合、住民票の照会をして、転居先等が分かりましたら改めてそちらに調査票を送り、所有者や所在地の変更届の提出をお願いしています。住民票の調査で所在が分からないと、指定の住所地へ現地調査に行って近所の人に聞き込みをするようなことも行います。10数年以上調査を重ねてその上で、もう追跡のしようがないというケースになって初めて、市の文化財としての要件を満たしていないと考えて、今回のように指定の解除をあげさせていただいております。引き続き、刀剣類については所在調査を継続していきたいと思います。所有者が市外に転出してしまったが資料館に寄託していただいて市内にあり、展示も可能というものもありますが、調査の過程でもう持っていない、売ってしまった、今はどこにあるか判らないという申し出があった時、市として文化財の指定をどうすればいいか、考えておく必要はあるかと思います。

相原会長

八王子市に限らず、個人所有の指定文化財は最終的には公的な機関でお預かりするといったことが望ましいと思いますが、相続などの過程で、文化財指定の意味など引き継がれないまま所在が不明になっていくことがある。そういうものは解除もやむなしという見解でいいかとも思います。

小林委員

そもそも未公開の時期が長くても、最初は所有者が分かっていたのですよね。今回二つの理由で指定解除になっているので、公開されていない「かつ」所有者がいない、ということで「かつ」を入れた方がよいのではないかと思います。

河津主任

指定する時に必ず所有者の同意書を取るの、指定時の所有者はわかっている、指定書に押型という、刀の拓本みたいなものが添付されているので、誰かが現物を見ているはずですが、もう4、50年前の話で、見に行った誰かも所有者も、その孫の代くらいになっていますね。

相原会長

これまでも所在の確認については、事務局で骨を折っているだろうと思いますが、その上で、要するに限度ですね。そういった事情も含めて、指定の解除も考えられるのではないかと思います。

津山委員

所在などの変更があった場合には届出をするのが所有者の義務としているのですよね。そうしますと、確かに解除理由はこういう文章にならざるを得ないでしょうが、八王子市としてはきちんと調査をしている、ということを入れた文章に入れることは可能ですか。

小林委員

適切な指導などを果たするのが一般的なので、入れなくてもやっているということになるのではないですか。だからあえて言い訳がましく言わなくていいかとも思います。

野嶋委員

津山先生がおっしゃったように、今、市はやるべきことはやっているというのは示した方がいいというのは、全くそうだろうと思いますが、決まりごとで言えばこう書かざるを得ないと思います。指定されたら公開する義務が生じるのはよく分かりますけれど、どうやって公開するのかということは、今の時代なら市が指定する際に手法なども、いろいろ手当があると思いますが、刀剣が多く指定された頃、50年前は公開する機会というのは、あったとしても数回ぐらいしかなかったと思うのです。当時は公開などあまり考えず、下原刀だからと指定をして、それでおしまいみたいな話だったのではないのでしょうか。ですから、それから50年たったら、所有者がいなくなるとか公開できないということになってしまうのはどうしようもないわけですね。ですから、これを機会にして、今後は指定する際には、教育委員会に寄託をするなど、所有者の意向も聞きながら、ある意味では公的な財産にだんだんとシフトしていくような考え方にしていっていいと思います。市の方はそれを維持管理しなければならないので、予算も必要になるし痛しかゆしになるでしょうが。本当に大事だと思うのなら寄託を受けて、公が管理した方がいいと思います。

河津主任

刀剣類は、他の都道府県や市区町村でも、オークションに出ている市外、県外に転出したことが分かったので急いで指定解除したという案件があります。八王子市では指定当初の39年から46年頃にかけては、所有者の方々が集まってデパートの展示場などを借りてお披露目会的なことを積極的にやっていたという記録も残っています。郷土資料館では昭和50年代に所在調査を行い、その時点ですでに行方不明になっているのが何件もあり、解除された経緯があります。郷土資料館では常設展などで少し展示されることはありましたが、大きく取り上げられることはなくて。それが赤羽刀関連で、全国的に刀剣の在り方というのが脚光を浴びたのと、その直後に国指定の文化財の所在調査をしたら、国宝重要文化財で行方不明になっているのは刀剣類が一番多いということがわかつ

た。では市町村、都道府県レベルではどうなっているか調べたら、全国的にそういう傾向が見られるというので指定見直し等も含めて、それがちょうど平成7年ぐらいですね。市でも改めて調査をしまして整理をしようというような動きになって現在にいたります。

叶課長

ちなみに今は指定文化財が200幾つ、ありますが、そのうち70振ぐらいが刀剣ですね。

河津主任

以前は刀剣だけで100件以上指定がありました。

青木委員

確認ですが、寄託中に刀剣が錆びてしまったり傷んだ場合、その保存管理の責任は所有者にありますか。それとも市町村ですか。

河津主任

寄託者側です。郷土資料館保管の刀剣は、毎年1回必ず専門の方に見ていただくのと、展示などすれば学芸員が必ず手入れをして、錆びさせないようにしております。

青木委員

私の専門は仏像が専門なので、今までの経験上仏像は指定するときには、壊れているのが原則です。修理してくれたら指定していい、という場合があります。管理者の責任で修理して指定すると、やたらと仏像を指定すると、八王子市は面倒見がいいなとみんなに褒めてもらえるかもしれないですけど、修理費など結構大変なことになってしまうかなと、ちょっと考えました。

西川委員

表記のことでいいですか。所在及び所有者が不明と書いてありますが、これは所在が不明なのか所在地が不明なのですか。

河津主任

所在です。今、そのものが存在しているのかも不明なので。

西川委員

場所が分からないということではなくて、所在そのものが分からないということを言いたいということでもいいですか。

河津主任

はい。

小林委員

先ほど時系列で表記の順番がこれでいいかという話をしましたが、保護法を見ると、大切に保存することが第一で公開することは努めること、であるなら、公開していないことを指定解除の理由にするのは強過ぎるのではないかと思います。そうすると、所有者が不明で、公開されていない、と順番を逆にするのが適切かと思います。

河津主任

文化財の保護については、まず第一に保存で公開は次、従という考え方が根底にありますね。

小林委員

市は公開を積極的に適正に努めると書いてあるので、所有者がいた上で、しっかり公開を促したりとか所在を確認したりということに繋がりますよね。

河津主任

では、所在及び所有者が不明となっており、かつ長期にわたり公開されていないためという形に、順序を入れ替えたいと思いますがいかがですか。

相原会長

色々な意見があると思いますが、この時点でどうして解除をするのかという意見があった場合、それに対する答弁を、解除理由に書かれているほかにも用意しておいた方がいいと思います。天然記念物も枯死してなくなれば、指定解除です。同じように刀剣類も所在が分からなかったら、もう指定の要件にそっていない。そういう解釈が順当だろうと思います。指定当時は過渡的な時期で、何でもいから指定するという時代でした。そのことを今言ってもしょうがないですが、そういう経緯がやはりこの中にはあるのだということを、頭に置いておいた方がいいですね。例えば、新聞記事などは、指定物件より解除物件の方を優先して報道するケースが多いのですよ。ですから、事務局はそれに対応できる用意をしておいた方がいいと思います。

叶課長

1月10日の教育定例会の中で教育長から、指定したものが他市に出てしまっって、もう八王子は公開しないとなった時には、指定は取り消されるのですかという質問がありました。基本的に文化財は市民の宝ですので、その市民に公開をされなければ、それはもう指定解除ですと回答をしています。

内野委員

答申の形式が決まっってこの表現になっているのかも知れませんが、諮問で「意見を求めます」とあるので、答申は「以下を新たに指定文化財として指定することを要望します」といった文面でなくていいのでしょうか。

河津主任

八王子市では、過去の答申の文案はこのずっとこの様式でやってきているのですが

内野委員

望ましい文化財と、体言で止まってしまっているのではないですか。ほかの市の指定解除はこうなっていない気がするのですが、でも慣例的にこれでいっているのであれば特にこれで結構です。

河津主任

よその市町村の例は調べていませんが、慣例でずっとやってもいいのか悪いのかという議論はあると思います。

小林委員

話が戻りますが、よろしいですか。「長期にわたり公開されていない」というのは、やはり入れなければ駄目なのですか。公開されないというのは、例えば、秘伝なんて公開されませんし、公開されないことが指定解除の理由になってしまったら、さすがにちょっときつ過ぎるのではないのかと思うのですが。

青木委員

国立博物館などでも、預かっているのに展示される機会がないものの方が多いですよ。特別に見たい人が見る場合も手続きがありますし。ですから、公開の義務というのは、あまり拘束力を持つものではない。小林先生がおっしゃるとおりですね。

西川委員

私も同意見で、ずっと気になっていました。文化財によっては、かなり状態が劣悪で公開に耐えられないけれど、やはり貴重なものであるから指定されていたと思います。今回いろいろお話を聞いていると、所在と所有者不明であるというのが主の目的で取り消すことがはっきり分かればいいわけであって、公開されていないから、という方が独り歩きすると、色々な問題が生じかねないと思います。所在と所有者不明、に止めておくのがいいかと思いました。

河津主任

確かに、おっしゃる通りだと思いますので、解除理由を所在及び所有者が不明となったためということで止めることにします。答申の文言については、「望ましいと考える」といった文章にした方がよいですか。

加藤副会長

「望ましい」を抜いてしまってもいいのではないですか。

小林委員

「望ましい」でいいかもしれません。

河津主任

では、「以下については、新たに本市の指定有形文化財に指定することが望ましい」とし、解除についても「指定文化財の解除をすることが望ましい」と修正します。指定理由については、文言が重

なる部分につきましては整理して、文章を直させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

相原会長

今まで出された意見を総合的に勘案して、事務局で文章をもう一度整理して答申していただくという事で、お願いしたいと思います。

河津主任

では、いただいた意見に沿って文章を修正し、修正した文章については改めて審議会にかけるのは省略させていただき、答申については本日の文化財保護審議会 3 月 11 日付で、答申議決をいただいたいということで、教育定例会に議案を上程させていただきたいと思います。

相原会長

そういうことで、よろしいでしょうか。

(反対無。指定及び解除の答申について、文化財保護審議会でも可決)

その他

相原会長

続いてその他の案件、甲州街道のイチョウの補植について、事務局から説明をお願いします。

(事務局河津主任より、甲州街道のイチョウ並木で危険木の伐採と補植を行った浅川新地バス停付近と高尾駅北口の 2 件の現状変更について報告)

相原会長

それではイチョウ並木の補植について概略を説明していただきましたけど、何か御質問ございますか。

内野委員

木が休眠している時期に補植していただいているので、きっと根づくと思います。それと浅川新地バス停付近の方の枝振りを見ると、これは明らかに雄木ですね。なぜ分かるかということ、幹に対して枝が鋭角でつくのが雄木で、雌木は広いのです。駅前の方は、写真で見てではちょっと何とも言えないのですが、雄っぽいですね。

河津主任

浅川新地の方、この写真で写っている奥の方も、余り元気がない。国土交通省の方でも、葉っぱがついたまま茶色くなって枯れるのは珍しいので、警戒が必要だと認識していると聞いています。ベッコウダケもついたら終わりというのは国交省も承知ということでした。今のところ周りの木には影響は見られないということですが、1 本ついてしまうと、結構広がっていくものなのですか。

内野委員

植栽ごとに離れていますから、広がるということは少ないと思いますが、きのこは菌糸で風に飛ばされるので、周りの木が弱っていれば広がる可能性はゼロではないですね。異常気象もあってずっと雨が降らなかったり、気温が高かったりするので、やはり強いイチョウでも色々影響を受けているかも知れません。今後も注意していただければと思います。

相原会長

甲州街道の補植については、もう何十年も前に補植した例がありますが、割と件数は少ないですね。ここに挙げられた木が将来順調に育っていくように祈る以外にないと思います。甲州街道のイチョウ並木は、天然記念物だと知らない人も、一般の人には多いですよ。

河津主任

そうですね。文化財の説明看板も建っていない案件で。

相原会長

最近は大気というか地球上の天気の異変があちこち見られて、古木が枯れているというのも随分見受けられるのです。その中で、やはり全体の並木としての景観を保全・保持していくという必要から、1本、2本の補植も仕方ないかと思っています。

ほかに何かありますか。

加藤副会長

以前、追分の歩道橋を造り直す時にイチョウを2、3本切る話になりまして、切った後にあの辺りにこれは文化財です、という看板を立てた方がいいのではないかと文化財審議委員会で話し合われたことがあります。追分がイチョウ並木の始まりですよ。いい場所があれば、なのですけど、例えば、追分には高尾山の道標がありますよね。あのあたりに説明板を立てていただければいいかなと思います。

相原会長

毎年11月のいちょう祭では、追分がスタートの地点です。あそこに皆並んでスタンプを押していますが、八王子以外から来る方も随分多いです。ですから、このイチョウ並木は市の文化財ですよと示すのにいい立地力もあるので、ぜひ何か表示をして欲しいと私も思っています。千人同心の方は色々看板に書いてあるのですが、イチョウ並木の方は全然書いていないので、ひとつ考えてください。

ほかに何か御質問等ありますか。

叶課長

当審議会は、今年1回目ですけど今年度は最後でございます。今年度1年間、皆様にいろいろ御議論いただきまして本当にありがとうございました。

今回の指定及び解除につきましても、皆様から色々な視点で御議論いただくことで、当初私どもが原案として出したものよりも、より複層的な厚みのあるものになったと思っております。令和8年10月には集いの拠点に歴史・郷土ミュージアムがオープンします。そこで色々な文化財のことを皆さんに知っていただくためには、こういった新たな掘り起こしということも必要だと思っております。今後もこういった機会を設けさせていただきますので、どうぞ御審議をお願いしたいと思います。今年度1年間、どうもありがとうございました。

相原会長

どうも御苦労様でした。

(事務局河津主任より、3月23日、南大沢文化会館で行われる八王子車人形と民俗芸能の公演について、ご案内)

相原会長

それでは日程変更などあり、騒がせしましたが、無事この会議も終わることができました。ありがとうございました。

閉会